

令和6年度
社会福祉法人等指導監査結果報告書

福井県健康福祉部地域福祉課

目 次

第1章 指導監査の概要	1
-------------	---

第2章 社会福祉法人

I 指導監査の重点事項	3
II 指導監査結果	3
1 指導監査の実施状況	3
2 文書指摘事項の内容別延べ件数	3
3 主な指摘事項	4

第3章 社会福祉施設

I 指導監査の重点事項	6
II 指導監査結果	6
1 指導監査の実施状況	6
2 文書指摘・指導事項の延べ件数	7
3 主な文書指摘・指導事項	8

第4章 介護保険施設等

I 指導監査の重点事項	11
II 指導監査結果	11
1 指導監査の実施状況	11
2 是正および改善を要する事項の延べ件数	12
3 主な是正改善・指導事項	12
4 自主返還状況	18

第5章 障害福祉サービス事業者等

I 指導監査の重点事項	20
II 指導監査結果	20
1 指導監査の実施状況	20
2 是正および改善を要する事項の延べ件数	21
3 主な是正改善・指導事項	22
4 自主返還状況	24

第1章 指導監査の概要

I 指導監査とは？

社会福祉法人や社会福祉施設については、介護保険制度の施行をはじめとした、福祉サービスにおける措置から契約制度への移行や、企業会計の考え方を取り入れた会計基準の導入などにより、専門的かつ効率的な指導監査の実施が必要となっている。

県では、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保するため、関係法令や通知等に基づき、適切な助言・指導を実施することとしている。

II 指導監査の種類

種別	指導監査の根拠法	指導監査	
		通常実施分	特別実施分
社会福祉法人	社会福祉法第56条		
社会福祉施設	保護施設	生活保護法第44条	一般監査
	老人福祉施設(養護老人ホーム)	老人福祉法第18条	
	老人福祉施設(軽費老人ホーム)	社会福祉法第70条	
	身体障害者社会参加支援施設		
	児童福祉施設	児童福祉法第46条 認定こども園法第19条	
介護保険施設等	介護保険法第24条、 第76条等	運営指導 集団指導	監査
障害福祉サービス事業者等	障害者総合支援法第11条、 第48条等		

※「社会福祉施設」とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する施設のうち、介護保険施設等および障害福祉サービス事業者等以外の施設をいう。

※「介護保険施設等」については令和4年度から、障害福祉サービス事業者等は令和6年度から「実地指導」が「運営指導」に名称変更

III 令和6年度指導監査実施数

1 通常実施分（一般監査、運営指導）

種別	対象数	R6実施数
社会福祉法人	62	20
社会福祉施設	保護施設	1
	老人福祉施設(養護老人ホーム)	7
	老人福祉施設(軽費老人ホーム)	11
	身体障害者社会参加支援施設	1
	児童福祉施設	295
介護保険施設等	859	254
障害福祉サービス事業者等	671	149

※「対象数」には、市所管の社会福祉法人および市町指定の施設等は含まれない。

2 通常実施分（集団指導）

例年、当該年度の運営指導における主な是正改善・指導事項について説明を行っている。

令和6年度においては、以下の形式で集団指導を実施した。

- ・介護保険サービス事業者向け…オンラインによる集団指導を実施
- ・障害福祉サービス事業者向け…オンラインによる集団指導を実施

3 特別実施分（特別監査、監査）

法人運営や施設運営に不正等があったと疑われる場合や、苦情等各種情報により、事業所等の指定基準違反等の疑いがある場合に、特別監査等を実施する。

令和6年度は、介護保険サービス事業者について1施設に監査を実施した。

第2章 社会福祉法人

I 指導監査の重点事項

令和6年度の社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 経営組織のガバナンスの強化
- 2) 事業運営の透明性の向上
- 3) 財務規律の強化
- 4) 資産管理

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

県所管62法人のうち20法人に対し指導監査を計画し、20法人に実施した。

20法人すべてに対し文書指摘を行い、改善報告を求めた。

監査実施（法人数）		指摘状況（上段：法人数、下段：指摘件数）		
対象数	実施数	文書指摘	口頭指摘	助言
62	20	20	17	13
		109	50	20

※文書指摘…国の指導監査ガイドラインの指摘基準に該当する事項

口頭指摘…違反の程度が軽微である事項または文書指摘を行わなくても改善が見込まれる事項

助　　言…上記指摘基準に該当しないが、法人運営に資すると考えられる事項

2 文書指摘事項の内容別延べ件数

文書指摘事項のあった20法人について、内容別の延べ件数は次のとおりである。

指摘内容	法人運営						事業	管理				合計	
	定款	役評員議等員、	理事会	評議員会	その他	小計		人事管理	資産管理	会計管理	その他		
指摘件数	2	17	10	5	7	41	1	0	1	60	6	67	109

3 主な指摘事項

文書指摘・口頭指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

【法人運営】

① 定款

- ・公表されている定款の内容が直近のものでない。
- ・定款に記載された内容と事実が異なる（事業内容、基本財産等）。

② 評議員、役員等

- ・評議員、理事および監事の選任にあたり、欠格事由や特殊関係の有無、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないか確認されていない。
- ・理事の選任において、どの候補者が、理事のうちに含まれている必要がある「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」および「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に該当するか明確にされていない。
- ・監事の選任において、どの候補者が、監事のうちに含まれている必要がある「社会福祉事業について識見を有する者」および「財務管理について識見を有する者」に該当するか明確にされていない。
- ・監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない。
- ・評議員会（理事会）の欠席が続いている評議員（役員）がいる。
- ・理事および監事の報酬等の額について、定款において、「総額の範囲を評議員会において別に定める。」と規定しているが、評議員会の決議で定められていない。
- ・役員等報酬規程に根拠のない報酬等が支給されている。
- ・役員等報酬規程に規定すべき事項が規定されていない（支給の時期、支給の手段）。

③ 理事会・評議員会

- ・評議員会の開催にあたり、招集通知に記載しなければならない事項（日時、場所および議題等）について、理事会で決議されていない。
- ・定時評議員会について、決算理事会から2週間（中14日）を空けずに開催されている。
- ・決議に特別の利害関係を有する評議員（理事）がいるかを確認していない。
- ・理事会（評議員会）の決議を省略した場合の議事録が作成されていない。
- ・理事会の決議を省略した場合に、理事全員（理事長を含む）の同意の意思表示および監事が異議を述べていないことを示す書面または電磁的記録がない。
- ・理事長および業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない。

【管理】

① 資産管理

- ・法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産が基本財産として定款に記載されていない。

② 会計管理

[予算執行関連]

- ・資金収支計算書における「予算額」と最終補正予算額が一致していない。

[計算関係書類関連]

- ・計算書類と附属明細書等との間で金額の整合性がとれていない。
- ・計算書類の注記や附属明細書において、記載すべき事項が記載されていない。
- ・当年度の計算書類における「前年度決算額」と前年度の計算書類における「当該年度決算額」が一致していない。
- ・拠点が複数ある場合に、必要な計算関係書類が作成されていない。
- ・法人全体で作成する附属明細書や拠点区分で作成する附属明細書等、必要な附属明細書が作成されていない。

[現金管理、固定資産管理関係]

- ・現金管理および固定資産の管理において、内部牽制に配意した業務分担となっていない。
- ・現金残高と帳簿残高が一致していない。
- ・固定資産の耐用年数に誤りがあり、適正な減価償却がなされていない。

[その他]

- ・経理規程の内容が最新の法令・通知等を反映していない。
- ・経理規程に基づく事務処理が徹底されていない（金銭の預け入れ、支払期日等）。
- ・寄附金品の受け入れの際に理事長の承認を得ていない。
- ・経理規程に基づく入札が実施されていない。

第3章 社会福祉施設

I 指導監査の重点事項

令和6年度の社会福祉施設に対する指導監査は、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 適正な施設運営の確保
- 2) 利用者の処遇の充実
- 3) 職員処遇の充実
- 4) 利用者の人権尊重・虐待の防止
- 5) 感染症等の予防対策等への取組み強化
- 6) 防災・防犯対策の充実強化
- 7) 福祉サービスの質の向上への取組み

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

314の社会福祉施設に対する一般監査を実施した。そのうち、6施設に対して文書指摘を行い、改善報告を求めた。

施設種別	指導監査の実施状況		指導監査の指摘・指導状況		
	対象数	実施数	文書指摘・文書指導あり うち改善報告を求めたもの	文書指摘・文書指導なし	
保護施設	1	0	0	0	0
老人福祉施設	18	4	4	3	0
養護老人ホーム	7	1	1	1	0
軽費老人ホーム（A型）	2	0	0	0	0
軽費老人ホーム（ケアハウス）	9	3	3	2	0
身体障害者社会参加支援施設	1	0	0	0	0
児童福祉施設	294	294	84	3	210
児童厚生施設（児童館）（民営）	48	48	0	0	48
児童厚生施設（児童館）（公営）	46	46	2	0	44
児童入所施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）（民営）	8	8	6	0	2
認可保育所（民営）	36	36	24	0	12
認可保育所（公営）	71	71	17	3	54
幼保連携型認定こども園（民営）	68	68	41	0	27
幼保連携型認定こども園（公営）	17	17	4	0	13
保育所型認定こども園（民営）	1	1	0	0	1
計	314	298	88	6	210

※文書指摘…法令や定款など重要な事項の違反で、文書による速やかな改善報告を求めるもの

文書指導…上記以外の違反で、比較的軽微なもの

2 文書指摘・指導事項の延べ件数

文書指摘・指導事項のあった6施設について、内容別延べ件数は次のとおりである。

施設種別	利用者待遇	施設運営管理	職員確保と職員待遇充実	防災対策	衛生管理	虐待防止	その他	合計
保護施設	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	0	0	0	0
老人福祉施設	文書指摘	1	1	0	2	0	1	0
	文書指導	1	9	0	1	3	1	0
養護老人ホーム	文書指摘	0	0	0	0	0	1	0
	文書指導	0	1	0	0	1	0	2
軽費老人ホーム（A型）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	0	0	0	0
軽費老人ホーム（ケアハウス）	文書指摘	1	1	0	2	0	0	4
	文書指導	1	8	0	1	2	1	0
身体障害者社会参加支援施設	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	文書指摘	0	1	1	0	0	0	1
	文書指導	46	29	11	72	3	0	18
児童厚生施設（児童館）（民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	0	0	0	0
児童厚生施設（児童館）（公営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	1	1	0	0	0	2
児童入所施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）（民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	14	8	2	17	3	0	1
認可保育所（民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	14	8	2	17	3	0	1
認可保育所（公営）	文書指摘	0	1	1	0	0	0	1
	文書指導	9	0	6	13	0	0	10
幼保連携型認定こども園（民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	20	11	2	34	0	0	6
幼保連携型認定こども園（公営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	3	0	4	0	0	7
保育所型認定こども園（民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	1	2	0	1	0	0	4
計	文書指摘	1	2	1	2	0	1	1
	文書指導	47	38	11	73	6	1	18

3 主な文書指摘・指導事項

文書指摘・指導事項の主な内容は、次のとおりである。

(1) 老人福祉施設

①利用者処遇

- ・介護職員等に対し、事故防止のための研修が年2回以上実施されていない。

②施設運営管理

- ・感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画に基づく研修および訓練が定期的（年2回以上）に実施されていない。
- ・運営基準上で必須の研修や訓練について、内容や実施回数等が把握されておらず、職員の受講状況が確認できる記録が保管されていない。また、欠席者への対応が記録されていない。
- ・全ての介護従業者（看護師、介護福祉士等の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置が講じられていない。
- ・福祉サービス第三者評価について、入居申込者またはその家族に対して、その実施状況等を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない。

③防犯・防災対策

- ・地震等の自然災害に備えた避難訓練が年1回以上実施されていない。
- ・防犯対策に備えた不審者対応の講習や訓練が定期的（年1回以上）に実施されていない。

④虐待防止

- ・「虐待の防止のための指針」が整備されていない。

⑤衛生管理

- ・感染症の予防およびまん延の防止のための訓練が定期的（年2回以上）に実施されていない。

(2) 児童福祉施設

①利用者処遇

- ・食育計画について、評価および改善を行っていない。
- ・午睡時の観察表について、チェックを実施している時間の間隔が明瞭にわかる記録となっている。また、呼吸、向き、顔色等の観察項目の一部がないものがある。
- ・園児の健康診断が年2回行われていない。また、健康診断の記録が適切に記録、整

理、保管されていない。

- ・障がいのある児童や気がかりな児童に対して、指導の目標や内容、配慮事項等を示した個別の指導計画を作成するなど、個々の園児の状態に応じた適切な指導を組織的かつ計画的に行っていない。

②施設運営管理

- ・第三者委員の任期が切れた状態になっている。
- ・苦情解決の仕組み（マニュアル等）が整備されていない。また、マニュアルどおりに運用されていない。
- ・利用者から徴収する料金について、運営規程において具体的な金額や用途が規定されているない。
- ・園児の転園先に要録を送付する際に、保護者の同意を得ていない。

③職員確保と職員待遇充実

- ・常時使用する労働者の定期健康診断や雇入時の健康診断が適正に実施されていない。
- ・給与から法定外控除をしているが、労働者と協定が結ばれていない。
- ・非常勤職員の労働条件通知書について、労働基準法で明示することが求められる事項が網羅されていない。

④防災・防犯対策

- ・消防法に定める消火設備の点検を6カ月に1回実施していない。
- ・不審者対応訓練を実施していない。また、実施した記録が残っていない。
- ・感染症および自然災害にかかるBCPが策定されていない。

⑤安全管理

- ・施設・設備等の安全点検、安全に関する指導、職員の研修その他安全に関する事項等をとりまとめた学校安全計画を策定していない。
- ・ヒヤリハットと事故の事案が適切に区分されていない。
- ・職員に対し救急法に関する教育（講習）が実施されていない。

⑥衛生管理

- ・子どもの健康に関する保健計画が策定されていない。
- ・調理従事者の健康状態の確認を行った記録が残されていない。

⑦その他

- ・教育および保育ならびに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自己評価が行われていない。また、その結果を公表していない。
- ・第三者評価の実受審年に、自ら業務の質の評価を行っていない（児童養護施設等）。

第4章 介護保険施設等

I 指導監査の重点事項

令和6年度の介護保険施設等に対する指導監査は、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 運営基準等の遵守
- 2) 利用者待遇の充実
- 3) 利用者の人権尊重・虐待の防止・身体的拘束等禁止
- 4) 介護報酬の算定、請求
- 5) 福祉サービスの質の向上への取組み

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

県所管859事業のうち254事業について運営指導を実施した。そのうち、105事業について改善報告を求めた。

○ 介護保険施設等の運営指導（実地監査）実施状況および結果

施設等種別	実施状況		是正改善・指導状況	
	対象数	実施数	是正改善・文書指導事項あり うち改善報告を求めたもの	是正改善・文書指導事項なし
介護保険施設	82	18	18	12
介護老人福祉施設	49	9	9	8
介護老人保健施設	25	6	6	3
介護医療院	8	3	3	1
居宅サービス事業	777	236	224	93
訪問介護	102	33	32	7
訪問入浴介護	12	2	2	0
訪問看護	124	44	44	10
訪問リハビリテーション	12	6	4	0
居宅療養管理指導	4	2	2	0
通所介護	136	50	49	29
通所リハビリテーション	48	8	6	0
短期入所生活介護	157	32	32	20
短期入所療養介護	59	18	12	4
特定施設入居者生活介護	46	4	4	2
福祉用具貸与	39	19	19	13
特定福祉用具販売	38	18	18	8
計	859	254	242	105

2 是正および改善を要する事項の延べ件数

改善報告を求めた105事業について、是正および改善を要する事項の内訳別件数は次のとおりである。

施設等種別	人員基準	設備基準	サービス計画の作成	内容の説明および同意	虐待防止・身体拘束禁止	運営管理	必要な事項の掲示	秘密保持対策	非常災害対策	衛生管理	変更届	介護給付費算定	その他	合計
介護保険施設	0	0	0	2	9	8	0	0	14	0	0	3	0	36
介護老人福祉施設				2	6	6			7					21
介護老人保健施設					3	2			7			3		15
介護療養型医療施設														0
介護医療院														0
居宅サービス事業	2	0	4	5	4	16	0	3	47	1	0	5	0	87
訪問介護						2		1				1		4
訪問入浴介護														0
訪問看護	2		2	2								2		8
訪問リハビリテーション														0
居宅療養管理指導														0
通所介護			2			3		2	5	1				13
通所リハビリテーション									10					10
短期入所生活介護				3		11			20			2		36
短期入所療養介護									8					8
特定施設入居者生活介護					4				4					8
福祉用具貸与														0
特定福祉用具販売														0
計	2	0	4	7	13	24	0	3	61	1	0	8	0	123

3 主な是正改善・指導事項

是正改善・指導事項のあった242事業について、主な内容は次のとおりである。

(1) 介護保険施設

①虐待防止・身体的拘束等禁止

- 「虐待の防止のための指針」に盛り込むべき項目が盛り込まれていない。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施していない。
- 「身体的拘束等の適正化のための指針」に盛り込むべき項目が盛り込まれていない。

- ・緊急やむを得ず身体的拘束等を行う際に、身体的拘束等の態様および時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由が記録されていない。
- ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施していない。

②運営管理

ア 運営規程、重要事項説明書等の整備

- ・運営規程、重要事項説明書等の内容が実態と異なっている。
- ・運営規程に「緊急時における対応方法」が記載されていない。
- ・利用料金の改定に伴う重要事項の変更について、同意を得ていない。

イ 勤務体制の確保

- ・研修や訓練の実施に際し、その内容（名称、日時、講師名、説明事項の概要、出席職員名など）の記録が明確でない。また、欠席した職員に対して講じた代替措置の内容についての記録がない。
- ・全ての介護従業者（看護師、介護福祉士等の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置が講じられていない。
- ・職場におけるハラスメントの内容およびハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発されていない。また、ハラスメントの相談に対応する担当者を決め従業者に周知していない。

ウ 事故発生時の対応

- ・従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施していない。

エ 業務継続計画

- ・感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護老人福祉施設の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画に基づく研修および訓練を定期的（年2回以上）に実施していない。

オ 福祉サービスの質の向上への取組み

- ・福祉サービス第三者評価の実施状況等について、入所申込者またはその家族に対する説明が行われていない。[介護老人福祉施設]

③非常災害・防犯対策

- ・火災等の非常災害に備えるため避難訓練を定期的（年2回以上）に実施していない。
- ・自然災害を想定した避難、救出訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。
- ・原子力災害に備えた避難、救出訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。
- ・防犯対策として、安全管理責任者の選定や防犯対策マニュアルの整備がなされていない。また、不審者対応の講習や訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。

④衛生管理

- ・口腔衛生の管理について、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言および指導を年2回以上行っていない。また、技術的助言および指導に基づく入所者の口腔衛生の管理体制を適正に行っていない。
- ・従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延防止のための訓練を定期的（年2回以上）に実施していない。
- ・レジオネラ症対策としての浴槽水の水質検査を年1回以上実施していない。

⑤介護給付費の算定

[安全管理体制未実施減算]

- ・事故発生の防止のための委員会および従業者に対する研修を定期的に行っていないにも拘らず、減算されていなかった。

[日常生活継続支援加算]

- ・必要な介護福祉士数が確保されているかを毎月常勤換算方法で確認していない。

[看護体制加算]

- ・必要な看護職員数が確保されているかを毎月常勤換算方法で確認していない。

[夜勤職員配置加算]

- ・必要な夜勤職員数が確保されているかを毎月常勤換算方法で確認していない。

[個別機能訓練加算]

- ・個別機能訓練計画書の機能訓練の短期目標および長期目標が全く同じ事例があった。

[協力医療機関連携加算]

- ・協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していない。

[栄養マネジメント強化加算]

- ・常勤の栄養士1名以上を配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあって、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していない。

[科学的介護推進体制加算等]

- ・LIFEを用いたPDCAサイクルの構築が算定要件の加算について、LIFEへの提出情報およびフィードバック情報等を活用し、多職種が共同して、施設の特性やサービス提供の在り方について検証を行うこと。また、検証結果に基づき入所者の施設サービス計画を適切に見直し、施設全体として、サービスの質の更なる向上に努めること。

については、施設全体で各加算の評価や検証した内容および判明した施設サービスにおける課題等について記録すること。

[サービス提供体制強化加算]

- ・介護福祉士や常勤職員の占める割合が要件を満たしているか加算の届出時以降、継続的に確認していない。

⑥その他

- ・利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会が設置されていない。（経過措置は令和9年3月31日まで）

（2）居宅サービス事業

①各サービス共通

ア 人員基準

- ・従業者の資格証の確認が適切に行われていない。

イ サービス計画の作成

- ・居宅介護支援事業所から最新の居宅サービス計画書を受け取っていない。
- ・サービス担当者会議に出席した際の議事内容を事業所において保管していない。

ウ 虐待防止

- ・「虐待の防止のための指針」に盛り込むべき項目が盛り込まれていない。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していない。

エ 運営管理

- ・運営規程、重要事項説明書等の内容が実態と異なっている。
- ・運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が記載されていない。
- ・重要事項説明書に「事故発生時の対応」が記載されていない。
- ・利用料金の改定に伴う重要事項の変更について、同意を得ていない。
- ・研修や訓練の実施に際し、その内容（名称、日時、講師名、説明事項の概要、出席職員名など）の記録が明確でない。また、欠席した職員に対して講じた代替措置の内容についての記録がない。
- ・全ての介護従業者（看護師、介護福祉士等の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置が講じられていない。
- ・職場におけるハラスメントの内容およびハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発されていない。また、ハラスメントの相談に対応する担当者を決め従業者に周知していない。
- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画に基づく研修および訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。

- ・利用者の最新の介護度、負担割合が確認できない。
- ・福祉サービス第三者評価の実施状況等について、利用申込者またはその家族に対する説明が行われていない。[通所介護]

オ 秘密保持

- ・サービス担当者会議等で利用者の家族の情報を用いる場合に備えて、あらかじめ家族から個人情報提供に係る同意を文書により得ていない。
- ・従業者または従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、すべての従業者から誓約書を徴取していない。

カ 非常災害・防犯対策

- ・火災等の非常災害に備えるため避難訓練を定期的（年2回以上）に実施していない。
- ・自然災害を想定した避難、救出訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。
- ・原子力災害に備えた避難、救出訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。
- ・防犯対策として、安全管理責任者の選定や防犯対策マニュアルの整備がなされていない。また、不審者対応の講習や訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。

キ 衛生管理

- ・感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。
- ・「感染症の予防およびまん延防止のための指針」が整備されていない。
- ・従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的（年1回以上）に実施していない。

ク 介護給付費の算定

- ・介護給付費の算定根拠となるサービスの実施記録（提供した日時、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況、担当者等）に、記入漏れや記入誤りがある。
- ・各種加算の要件や趣旨に沿ったサービス計画の作成、サービスの提供、必要人員の配置を確認できる記録が不十分である。

[科学的介護推進体制加算等]

- ・LIFEを用いたP D C Aサイクルの構築が算定要件の加算について、LIFEへの提出情報およびフィードバック情報等を活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行うこと。

また、検証結果に基づき利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努めること。

については、事業所全体で各加算の評価や検証した内容および判明したサービスにおける課題等について記録すること。

②訪問介護

ア サービス計画の作成

- ・訪問介護計画が作成されていない。
- ・居宅サービス計画に沿った訪問介護計画が作成されていない。

イ 介護給付費の算定

[特定事業所加算]

- ・訪問介護員等ごとに個別具体的な研修計画が作成されていない。
 - ・利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね月1回以上）に開催していない。
 - ・全ての訪問介護員等に健康診断を実施したことが確認できる記録が保管されていない。
 - ・介護福祉士等の職員の占める割合が要件を満たしているか継続的に確認していない。
- [緊急時訪問介護加算]
- ・生活援助が中心である訪問介護に拘わらず算定していた。

③訪問看護

ア 介護給付費の算定

[初回加算]

- ・新規に訪問看護計画書を作成した利用者が病院、診療所または介護保険施設から退院または退所した者でないにも拘らず初回加算Ⅰを算定していた。

[サービス提供体制強化加算]

- ・看護師等ごとに個別具体的な研修計画が作成されていない。
- ・利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね月1回以上）に開催していない。
- ・全ての看護師等に健康診断を実施したことが確認できる記録が保管されていない。

④通所介護

ア サービス計画の作成

- ・通所介護計画が作成されていない。
- ・通所介護計画に所要時間や送迎の有無が位置付けされていない。

イ 介護給付費の算定

[通所介護費]

- ・事業所規模による区分について、前年度の1月当たりの平均利用延人員数を毎年算出し、確認していない。

[中重度者ケア体制加算]

- ・必要な看護職員または介護職員数が確保されているかを毎月常勤換算方法で確認していない。

[個別機能訓練加算]

- ・個別機能訓練計画書の短期目標と長期目標が同じ内容で設定されていた。

[サービス提供体制強化加算]

- ・介護福祉士や必要な勤続年数以上の職員の占める割合が要件を満たしているか継続的に確認していない。

⑤短期入所生活介護・短期入所療養介護

※介護保険施設と共に事項はP 1 2～P 1 5に記載

ア サービス計画の作成

- ・短期入所療養介護計画が居宅サービス計画の目標期間を超えて作成されていた。

イ 身体的拘束等禁止

- ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施していない。（経過措置期間は令和7年3月31日まで）

ウ その他

- ・利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会が設置されていない。（経過措置は令和9年3月31日まで）

エ 介護給付費等の算定

[看護体制加算]

- ・必要な看護職員数が確保されているかを毎月常勤換算方法で確認していない。

[夜勤職員配置加算]

- ・必要な夜勤職員数が確保されているかを毎月常勤換算方法で確認していない。

[緊急短期入所受入加算]

- ・緊急利用した理由が記録されていない。

[サービス提供体制強化加算]

- ・介護福祉士や必要な勤続年数以上の職員の占める割合が要件を満たしているか継続的に確認していない。

⑥特定施設入居者生活介護

ア 身体的拘束等禁止

- ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施していない。

イ 衛生管理

- ・口腔衛生の管理について、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言および指導を年

2回以上行っていない。また、技術的助言および指導に基づく入所者の口腔衛生の管理体制を適正に行っていない。（経過措置期間は令和9年3月31日まで）

ウ その他

- ・利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会が設置されていない。（経過措置は令和9年3月31日まで）

⑦福祉用具貸与・特定福祉用具販売

ア サービス計画の作成

- ・福祉用具貸与計画が作成されていない。
- ・福祉用具貸与計画書に計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期が記載されていない。
- ・福祉用具貸与計画に基づくモニタリングが行われていない。

イ 運営管理

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画が策定されていない。

ウ 衛生管理

- ・福祉用具の保管および消毒を他の事業者に行わせている場合に、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録していない。

⑧その他

- ・事業ごとに会計が区分されていない。

4 自主返還状況

運営指導における指摘によって、事業者が行った介護報酬等の自主返還の概要は次のとおりである。

(1) 自主返還の件数・金額

5件 5,058,180円（令和7年4月末時点の確定分）

(2) 自主返還の内容

事業種別	自主返還の内容
介護老人福祉施設	[栄養マネジメント強化加算] 常勤の栄養士1名以上を配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあって、常勤換算方法で管理栄養士の配置が入所者の数を70で除して得た数以上配置されていないにもかかわらず算定していた。

短期入所生活介護	<p>[看護体制加算（Ⅰ）] 常勤の看護師が 1 名以上配置されていないにもかかわらず算定していた。</p> <p>[看護体制加算（Ⅱ）] 看護職員の配置が入所者の数を 25 で除して得た数以上配置されていないにもかかわらず算定していた。</p>
介護医療院	<p>[安全管理体制未実施減算] 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 40 条第 1 項に規定する基準を満たさないにもかかわらず減算されていなかった。</p> <p>[協力医療機関連携加算] 協力医療機関（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 34 条第 1 項に規定する協力医療機関をいう。）との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していないにもかかわらず算定していた。</p>

第5章 障害福祉サービス事業者等

I 指導監査の重点事項

令和6年度の障害福祉サービス事業者等（障害児入所施設設置者、障害児通所支援事業者を含む。）に対する指導監査は、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 運営基準等の遵守
- 2) 利用者待遇の充実
- 3) 利用者の人権尊重・虐待の防止・身体拘束禁止
- 4) 障害福祉サービス給付費の算定
- 5) 福祉サービスの質の向上への取組

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

県所管671事業のうち236事業に対し実地指導を計画していたが、150事業の実施となった。そのうち、24事業について改善報告を求めた。

事業等種別	実施状況		是正改善・文書指導状況	
	対象数	実施数	是正改善・文書指導事項あり	うち改善報告を求めたもの
障害福祉施設 障害者支援施設	43	16	16	0
	施設入所支援	18	7	0
	生活介護（施設）	18	7	0
	自立訓練（施設）	1	1	0
	就労継続B型（施設）	1	1	0
福祉型障害児入所施設	2	0	0	0
医療型障害児入所施設	3	0	0	0
障害福祉サービス事業	628	134	123	24
	居宅介護	71	12	8
	重度訪問介護	59	8	4
	行動援護	16	1	1
	同行援護	15	2	0
	生活介護	49	11	10
	短期入所	43	12	12
	共同生活援助	69	13	13
	自立訓練	11	0	0
	就労移行支援	19	4	4
	就労継続支援A型	43	10	10
	就労継続支援B型	79	25	25
	就労定着支援	2	1	1
	地域移行支援	20	1	1
	地域定着支援	19	0	0
	児童発達支援	28	11	10
	放課後等デイサービス	64	18	17
	居宅訪問型児童発達支援	4	1	1
	保育所等訪問支援	15	4	4
	障害療養介護	2	0	0
計	671	150	139	24
				11

2 是正および改善を要する事項の延べ件数

改善報告を求めた24事業について、是正および改善を要する事項の内訳別件数は次のとおりである（1事業について複数のは是正および改善を要する事項があるため、事業数とは是正改善を要する事項の合計数は一致しない）。

事業等種別	人員基準	設備基準	サービス計画の作成	内容の説明および同意	虐待防止・身体拘束禁止	運営管理	必要な事項の掲示	秘密保持対策	非常災害対策	衛生管理	変更届	給付費の算定	その他	合計
障害福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護（施設）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（施設）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続B型（施設）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害福祉サービス事業	2	0	1	0	7	2	0	0	4	0	0	13	0	29
居宅介護	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
重度訪問介護	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
行動援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活介護	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	3
短期入所	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
共同生活援助	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	6
自立訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就労継続支援A型	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	4
就労継続支援B型	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	1	0	5
就労定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
放課後等デイサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
障害療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	0	1	0	7	2	0	0	4	0	0	13	0	29

3 主な是正改善・指導事項

是正改善・指導事項のあった139事業について、主な内容は次のとおりである。

(1) 人員基準

- ・複数事業所を兼務している職員について、事業所ごとの勤務の実態がわかる体制が整えられていない。
- ・児童指導員または保育士が、サービスの提供を行う時間帯を通じて必要数配置されていない。

(2) サービス計画の作成

- ・個別支援計画に、担当する従業者の氏名、資格等が記載されていない。
- ・個別支援計画が特定相談支援事業所等に交付されていない。
- ・個別支援計画に標準的な所要時間が定められていない（生活介護）。

(3) 内容・手続きの説明および同意

- ・個別支援計画、重要事項説明書、契約書等について、同意日や契約日が記載されていない。

(4) 虐待防止・身体拘束禁止

- ・従業者に対して、人権擁護、虐待防止、身体拘束の適正化等に関する研修を実施していない。また、実施した実績のわかる記録が残っていない。
- ・虐待防止のための委員会を定期的に開催していない。
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない。

(5) 運営管理

①運営規程、重要事項説明書等の整備

- ・運営規程と重要事項説明書の内容が実態と合っていない。
- ・運営規程と重要事項説明書の内容に整合性がない。
- ・重要事項説明書に第三者評価の実施状況の有無について記載がない。
- ・苦情相談窓口に、福井県運営適正化委員会や利用者の居宅がある市町の障害福祉サービス担当部署の相談窓口を記載していない。

②給付費の額の通知、利用者への工賃の支払い等

- ・利用者に対し、市町から支給された給付費の額を通知していない（就労継続支援B型）。
- ・生産活動に基づく工賃の支払いに関して、工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない（就労継続支援B型）。

③勤務体制の確保・勤務管理

- ・複数事業所を兼務する職員について、それぞれの事業所での勤務体制や労働時間等

が明確になっていない。

- ・サービス提供時間帯を通じて専らサービス提供にあたる職員が2名以上配置されていない時間帯がある（児童発達支援、放課後等デイサービス）

④安全対策

- ・学校安全計画が作成されていない（児童発達支援、放課後等デイサービス）。

⑤その他

- ・地域連携推進会議を開催していない。また、会議の構成員による事業所見学の機会を設けていない（施設入所支援、共同生活援助）。
- ・支援プログラムを策定していない。また、支援プログラムを公表していない（児童発達支援、放課後等デイサービス等）。
- ・食材料費等として徴収した額と、実際に使用した額の管理が適切に行われていない。（共同生活援助）

（6）非常災害対策等

- ・火災、地震その他の災害が発生した場合を想定した避難訓練等が実施されていない。
- ・業務継続計画が策定されていない。また、業務継続計画に基づく研修および訓練が実施されていない。
- ・不審者対応訓練等の不審者対策の措置を講じていない。

（7）衛生管理

- ・感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会が定期的に開催されていない。また、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修および訓練（シミュレーション）が定期的に実施されていない。

（8）給付費の算定

[就労継続支援A型サービス費]

- ・届け出たスコア表において評価点に誤りがある。また、スコア表記載事項のバックデータが常備されていない。
- ・スコア表がインターネットその他の方法により公表されていない。

[生活介護サービス費、児童発達支援サービス費、放課後等デイサービスサービス費]

- ・各サービス費の算定にかかる時間区分について、個別支援計画に位置付けられた標準的な時間ではなく、サービス提供に現に要した時間を用いた時間区分で算定していた。

[人員配置体制加算]（共同生活援助）

- ・特定従業者換算方法により一定数の世話人等を加配しているか、定期的な確認がされていない。

[児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算] (放課後等デイサービス等)

- ・基準人員および加配対象職員を合わせた必要数の職員が配置されていない日がある。
また、加配を含めた必要人員が配置されているか定期的な確認がされていない。

[延長支援加算] (生活介護、放課後等デイサービス等)

- ・延長を必要とする理由および延長支援時間が個別支援計画に位置付けられていない。

[欠席時対応加算]

- ・欠席した利用者の状況や相談援助の内容等がわかる記録が十分にされていない（単に欠席の連絡ありとだけ記載のあるケース）。
- ・欠席時対応加算を算定している日においてキャンセル料を徴収している。

[食事提供体制加算]

- ・利用者の体重またはBMIをおおむね6月に1回記録していない。

(9) その他

- ・生産活動に係る会計とその他の活動に係る会計が明確に区分されておらず、計算書類や明細書等が作成されていない。

4 自主返還状況

実地指導における指摘によって、事業者が行った介護給付費、訓練等給付費等の自主返還の概要は次のとおりである。

(1) 自主返還の件数・金額

7件 20,802,509円 (令和7年5月16日時点の確定分、未確定5件)

事業種別	自主返還の内容
共同生活援助	<p>[日中支援加算Ⅱ] 日中活動サービス等を利用することとなっている日に、利用者の体調不良等により当該サービスが利用できないときに、①～③を満たした場合に算定できるが、①～③の要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定していた。</p> <p>①当該利用者に対し日中に介護等の支援を行う ②支援内容を個別支援計画に位置付ける ③通常の人員配置に加えて必要な人員を加配する</p>
生活介護	<p>[延長支援加算] 延長支援加算は所用時間8時間以上9時間未満の前後の時間において、日常生活の世話を行った場合に算定できるが、9時間以上の支援を行っていないにもかかわらず加算を算定していた。</p>

就労継続支援 A型	[就労継続支援 A型サービス費] 県に届け出たスコア表の「生産活動」の評価点に誤り（生産活動収支が利用者に支払う賃金以上としていたが、実際には生産活動収支が利用者に支払う賃金未満だった）があり、過大に報酬が算定されていた。
就労継続支援 B型	[就労継続支援 B型サービス費] 平均工賃月額の計算に誤りがあり、過大に報酬が算定されていた。
就労継続支援 A型、放課後等デイサービス	[福祉専門職員等配置加算Ⅲ] 直接処遇職員として配置されている従業員の総数のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であった場合、または 3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上で会った場合に算定できるが、職員の異動により基準を満たさなくなっていたにもかかわらず、加算を算定し続けていた。
児童発達支援	[入浴支援加算] 入浴支援加算を取得するには、障がい児の特性、身体の状態等を十分に踏まえた安全に入浴させるための必要な体制を確保することが求められるが、必要な体制を確保できていないにもかかわらず加算を算定していた。
保育所等訪問 支援	[保育所等訪問支援サービス費] 同一日に同一場所で複数の障害児にサービス提供をする場合には所定単位数から 100 分の 93 を減算することとなっているが、減算を行っていなかった。
保育所等訪問 支援	[多職種連携加算] 2 以上の複数人の異なる専門性を有する訪問支援員により訪問支援を行った場合に算定できるが、多職種による訪問を実施していないにもかかわらず加算を算定していた。